

平成24年第2回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年4月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成24年4月25日（水）午前10時00分開会・開議

- 第1 議会選第1号
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議会選第2号
- 第6 発議案第1号
- 第7 発議案第2号
- 第8 発議案第3号
- 第9 発議案第4号
- 第10 発議案第5号
- 第11 議案第54号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号
- 第12 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第54号、議案第56号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第55号
- 第13 議案第59号
- 第14 議案第60号
- 第15 議案第61号
- 第16 議案第62号
- 第17 議会選第3号
- 第18 議会選第4号
- 第19 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君

9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	根岸勇雄君
21番	近藤和義君	22番	竹内道廣君
23番	加賀博昭君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	教育長	白杵國男君
総合政策監	藤井裕士君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	世界遺産推進課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間優君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光商工課長	伊藤俊之君	建設課長	石塚道夫君
学校教員課長	小林泰英君	社会教育課長	渡邊智樹君
選挙管理委員会事務局長	木下勉君	監査委員局長	源田俊夫君
消防長	深野俊之君	総務課管理幹事	本間聡君
財務課管理幹事	鈴木一郎君	農林水産課管理幹事	坂田和三君

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

臨時議長の紹介

○事務局長（名畑匡章君） おはようございます。

本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、加賀博昭議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

加賀議員、議長席にご着席をお願いします。

〔加賀博昭議員議長席に着く〕

○臨時議長（加賀博昭君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました加賀博昭でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議員各位のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分 開会・開議

○臨時議長（加賀博昭君） ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（加賀博昭君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第1 議会選第1号

○臨時議長（加賀博昭君） 日程第1、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（加賀博昭君） 先ほど申し上げましたが、ただいまの出席議員数は24名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（加賀博昭君） 念のために申し上げますが、投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加賀博昭君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（加賀博昭君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（加賀博昭君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（加賀博昭君） ただいまから開票を行います。開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、金田淳一君、12番、中川隆一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（加賀博昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票は24票でございます。無効投票なし。

有効投票数のうち、祝 優雄君 15票

猪股文彦君 9票

改めて申し上げるまでもございませんが、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

以上のとおり祝優雄君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました祝優雄君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで祝優雄君からごあいさつがございます。祝優雄君、登壇願います。

〔議長 祝 優雄君登壇〕

○議長（祝 優雄君） 今ほどは皆さん方の多数のご支持をいただきまして、本当にありがとうございました。私は、この選挙戦を通じて議会の改革をまずしていこう、それも市民目線の議会改革をしていこうというふうに訴えてまいりましたし、今回も同志の方々には同じことを申し上げました。これも皆さん方の協力がなければ何にもできません。皆さん方のご支持を得ながら、支援を得ながらしっかりとこの目標に向かって対応していきたいと思っております。きょうは本当にありがとうございました。よろしく申し上げます。

（拍手）

○臨時議長（加賀博昭君） ここで、新議長と交代するために20分間休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

〔議長、臨時議長と交代し議長席に着く〕

○議長（祝 優雄君） 再開いたします。

日程の追加

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいまお手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の議事日程に日程第2から日程第18を追加し、順次議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり、日程第2から日程第18までを追加し、順次議題とすることに決定をいたしました。

日程第2 議席の指定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、佐渡市議会会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付のとおり指定をいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、議長において、1番、山田伸之君及び3番、駒形信雄君を指名をいたします。

日程第4 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

日程第5 議会選第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議会選第2号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（祝 優雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（祝 優雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1

番から順次投票をお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（祝 優雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（祝 優雄君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、金田淳一君及び12番、中川隆一君を指名いたします。両君の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（祝 優雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、白票2票、

有効投票中、岩崎隆寿君 16票

根岸勇雄君 6票

なお、この選挙の法定得票数は6票であります。

以上のとおり岩崎隆寿君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された岩崎隆寿君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで岩崎隆寿君からごあいさつがございます。岩崎隆寿君。

〔副議長 岩崎隆寿君登壇〕

○副議長（岩崎隆寿君） ただいまご推挙いただきました岩崎でございます。まことに浅学非才ではございますが、新議長のもと、佐渡市発展のために一生懸命頑張りますので、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますよう何とぞよろしく申し上げます。

以上です。（拍手）

日程第6 発議案第1号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）

発議案第1号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年4月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	”	竹 内 道 廣
	”	佐 藤 孝
	”	猪 股 文 彦
	”	近 藤 和 義
	”	中 川 直 美

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「10人」及び「9人」を「8人」に改める。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 発議案第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、発議案第2号 議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）

発議案第2号

議会報編集特別委員会の設置について

議会報編集特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年4月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	”	竹 内 道 廣
	”	佐 藤 孝
	”	猪 股 文 彦
	”	近 藤 和 義
	”	中 川 直 美

議会報編集特別委員会の設置について
佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
議会報編集特別委員会
- 2 付託事件
議会報の編集及び発行に関すること
- 3 委員の定数
8人
- 4 期間
議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う
- 5 費用
予算の範囲内

○議長（祝 優雄君） 発議案第2号 議会報編集特別委員会の設置についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 発議案第3号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、発議案第3号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）
発議案第3号

議会改革特別委員会の設置について
議会改革特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。
平成24年4月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	”	竹 内 道 廣
	”	佐 藤 孝
	”	猪 股 文 彦
	”	近 藤 和 義
	”	中 川 直 美

議会改革特別委員会の設置について
佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
議会改革特別委員会
- 2 付託事件
 - (1) 議員定数に関すること
 - (2) 議会改革に関すること
- 3 委員の定数
8人
- 4 期間
審査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う
- 5 費用
予算の範囲内

以上。

○議長（祝 優雄君） 発議案第3号 議会改革特別委員会の設置について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 発議案第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第9、発議案第4号 観光対策等特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）

発議案第4号

観光対策等特別委員会の設置について

観光対策等特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年4月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	”	竹 内 道 廣
	”	佐 藤 孝
	”	猪 股 文 彦
	”	近 藤 和 義
	”	中 川 直 美

観光対策等特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
観光対策等特別委員会
 - 2 付託事件
観光振興に関する事
 - 3 委員の定数
8人
 - 4 期間
審査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う
 - 5 費用
予算の範囲内
- 以上です。

○議長（祝 優雄君） 発議案第4号 観光対策等特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 発議案第5号

○議長（祝 優雄君） 日程第10、発議案第5号 新市建設計画等特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）

発議案5号

新市建設計画等特別委員会の設置について

新市建設計画等特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年4月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	〃	竹 内 道 廣
	〃	佐 藤 孝
	〃	猪 股 文 彦
	〃	近 藤 和 義
	〃	中 川 直 美

新市建設計画等特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
新市建設計画等特別委員会
- 2 付託事件
合併特例債事業に関すること
- 3 委員の定数
8人
- 4 期間
審査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う
- 5 費用
予算の範囲内
以上です。

○議長（祝 優雄君） 発議案第5号 新市建設計画等特別委員会の設置について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任について

○議長（祝 優雄君） 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行います。

常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した資料のとおり、議長において指名をいたします。

念のために事務局長から各委員の氏名を朗読させます。

○事務局長（名畑匡章君） それでは、名前を読み上げさせていただきます。敬称は省略させていただきます。

総務文教常任委員

中川隆一	山田伸之	竹内道廣
近藤和義	猪股文彦	岩崎隆寿
浜田正敏	祝優雄	

市民厚生常任委員

大澤祐治郎	荒井真理	根岸勇雄
金子克己	佐藤孝	金田淳一
中川直美	駒形信雄	

産業建設常任委員

村川四郎	坂下善英	加賀博昭
金光英晴	中村良夫	笠井正信
大森幸平	渡辺慎一	

議会運営委員

金田淳一	中川直美	根岸勇雄
金子克己	佐藤孝	村川四郎
大澤祐治郎		

議会報編集特別委員

中村良夫	渡辺慎一	近藤和義
金子克己	大澤祐治郎	坂下善英
駒形信雄	山田伸之	

議会改革特別委員

中川直美	駒形信雄	竹内道廣
根岸勇雄	金子克己	中川隆一
金田淳一	山田伸之	

観光対策等特別委員

浜田正敏	大森幸平	金光英晴
------	------	------

村川四郎	中村良夫	大澤祐治郎
坂下善英	荒井眞理	
新市建設計画等特別委員		
加賀博昭	笠井正信	近藤和義
猪股文彦	佐藤孝	中川直美
渡辺慎一	荒井眞理	

以上です。

○議長（祝 優雄君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、常任委員、議会運営委員及び特別委員を議長において指名をしました。

ここで、委員会開催のため休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長	中川隆一君
副委員長	山田伸之君
市民厚生常任委員会委員長	大澤祐治郎君
副委員長	荒井眞理さん
産業建設常任委員会委員長	村川四郎君
副委員長	坂下善英君
議会運営委員会委員長	金田淳一君
副委員長	中川直美君
議会報編集特別委員会委員長	中村良夫君
副委員長	渡辺慎一君
議会改革特別委員会委員長	中川直美君
副委員長	駒形信雄君
観光対策等特別委員会委員長	浜田正敏君
副委員長	大森幸平君
新市建設計画等特別委員会委員長	加賀博昭君
副委員長	笠井正信君

以上であります。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 去る4月18日に市長として就任をいたしました甲斐でございます。今議会におきまして、議長のお許しを得て一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

まず、36年ぶりに自然界におきましてトキのひなが誕生いたしました。私ども佐渡市民だけではなく、県民、そして国民が待ちに待っていた快挙であります。心から喜んでまいりたい、そういうふう考えているところであります。また、このふ化に関しまして大変なるご努力をされました関係各位に敬意を表するものであります。

さて、このたび一部の調査でありますけれども、合併をいたしてから佐渡の状態が悪くなったという声が多く聞かれるところであります。多くの課題がある、こういう視点からするならば、複眼的な対策をもって進めていかなければならないわけであります。

しかしながら、私は大きな課題として3点を挙げさせていただきたいと思っております。1つは、雇用の問題であります。就業機会の拡大であります。もう一つは、少子高齢化に伴う、人口減少に伴う過疎化対策であります。そして、最後が佐渡の基幹的な産業である観光の振興である、こういうふう考えているところであります。

1つ目の雇用につきましては、今雇用に大きくかかわっている企業、この企業等に対しまして、産学連携等を通じながら、第二創業化を図りながら雇用の拡大を図ってまいり、そしてもう一つは、佐渡にはたくさん資産があるわけでございますので、これに対する付加価値をつけて、今佐渡にある総生産額、約2,000億でありますけれども、これの拡大を図り、その拡大されたものを各産業間に分配をする、このことによって新たな就業を拡大、機会を組んでいかなければならない、こういうふう考えているところであります。

過疎化の問題であります。過疎化の問題につきましては、1つの集落、1つの地域、1つの企業、これだけでは解決ができない、つまり集落間、地域間、そして企業と集落、さらには佐渡と都市との連携、これが重要であるというふう考えております。そのつなぎ役を私どもがやっていかなければならないというふう考えているところでございます。

最後の観光であります。佐渡は本当にいっぱい財産、観光資産というものがあるわけであります。しかしながら、この財産を統一できた、そして顧客のニーズにこたえた対応がされていないわけであります。ここを改めまして、着地型観光というものをぜひ今後は続けていき、そして、私自ら観光大使として大勢の方々の誘客に当たる、このことによって佐渡の交流人口の拡大を図ってまいりたいというふう考えているところであります。

私に与えられました4年間、この4年間の目標を明確に定めながら、1年1年、1カ月1カ月進行管理をしながら、これから佐渡の活性化のために頑張る所存でございますので、ひとつ議員各位、そして市民の方々のご協力をいただきたいと思いますと思っております。一生懸命頑張らせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

日程第11 議案第54号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号

○議長（祝 優雄君） 日程第11、議案第54号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号を一括議題いたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） よろしくお願いを申し上げます。

まず、議案第54号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億1,933万9,000円を追加をし、予算総額を505億7,563万1,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、歳入では、地方交付税や地方譲与税など額の確定に伴う増減及び除雪事業費補助金を予算計上をし、歳出では、後年度の円滑な財政運営のために減債基金に5億1,933万9,000円を積み立てるものであります。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置の継続などの佐渡市税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

議案第56号から議案第58号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第57号 南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第58号 南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について、以上の3議案は、南部地区統合中学校校舎建設工事請負契約について、それぞれ平成24年3月29日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億3,920万1,000円を追加し、予算総額を491億3,920万1,000円とするものであります。補正内容は、4月3日から4日にかけて発生いたしました低気圧に伴う暴風雨・波浪被害にかかわる災害復旧経費を予算計上するもので、歳入では、その財源として地方交付税、国庫支出金、県支出金などを予算計上するものであります。

議案第64号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ180万円を追加をし、予算総額を2億5,660万円とするものであります。補正内容は、4月3日から4日にかけて発生した低気圧に伴う暴風雨被害にかかわるケーブルテレビ施設の被災復旧経費として施設管理費を増額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしておきたいと思います。

南部中学校ということで、旧町村の枠を超えて初めての学校統合、中学校の統合になるかというふうにするのですが、具体的にはどこどここの学校になるのか教えていただきたいのが1点です。

2点目は、予定されている羽茂地区のあの平野というのは3.11の東日本のあの災害と非常に似た地形になっています。佐渡の場合、北方沖と南方沖が大きな地震が起きるのではないかとされているわけですが、そういった点で津波等のはんらん区域内に入るのではないかと、ちなみに標高はどのぐらいになっているのか、この間の市の対応でいいますと、県の新しい津波想定に合わせてということになっていますが、その辺どのようになっているのかお尋ねをしておきたい。

3点目には、南部地区は学校給食における地産地消が非常によいというふうに私は伺っています。とりわけ赤泊とかは高いのではないかとというふうに私は思っているのですが、21年の10月に地産地消の推進条例つくって、市の責務と役割も明確にしているわけですが、その辺の仕掛けというのはきちんとできているのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林泰英君） お答えいたします。

1点目の統合予定の学校でございますが、羽茂中学校と小木中学校が統合して、開校時にはこの校舎に入る予定となっております。

2点目の津波対策についてでございますが、基本的には前回の3.11災害におきましてもハードですべて対応できませんでした。ソフトで対応した学校のみが全生徒が生存したという事実がございますので、学校を設置した暁にはソフト整備、避難訓練等により生命の安全等の確保を予定しておりますし、この施設につきましては3階建てでございますので、10メートル程度の津波については対応できるものというふうを考えております。

申しわけございません。3点目の地産地消に対する対策というのは、給食センターというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○8番（中川直美君） はい。

○学校教育課長（小林泰英君） それについては、この後建設計画がございますので、現在の段階では協議は進めておりませんが、実際学校では農林水産課もしくはJ Aさんと連携した中で食材に佐渡のものを使

うという計画で進めております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） では、2回目お尋ねをします。

ご承知のとおり、国立教育政策研究所が昨年8月に学校を避難所にするということを、全国で4割が避難所としているということなのですが、これは避難所としての役割、機能もきちんと持たせているものなのかが1点。

それともう一点は、学校給食の関係はどうなるのですか。私の認識でいいますと、結果的に南部の給食センターを同時に併設をして、赤泊も含めてそこで処理をするというふうに私は考えていたのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林泰英君） お答えします。

避難所計画の件でございますが、学校を直接避難所にするかどうかということでございます。これは、子供の安全確保の上で、この後どのような避難計画を学校として考えてつくるかと、立案するかというところになりますので、現在のところ、そのところはまだこれから検討というふうに伺っております。

もう一点、給食センターの件でございます。統合の中学校が開設するタイミングに合わせて給食センターの設置は予定しております。

以上でございます。

〔「赤泊も含めて」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（小林泰英君） 今現在説明をしているところで、地域の理解が得られ次第ということと考えております。

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。危機管理のほうからの答弁ありませんか。

○8番（中川直美君） 要ります。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、私のほうから避難所の関係、それから津波の関係、1回目のご質問にありましたので、ちょっと補足させていただきます。

現在、県では津波対策につきまして検討委員会を開催いたしまして詳細のシミュレーションを行っております。これにつきましては、佐渡に関係する地震としましては佐渡北方沖、それから新潟県南西部、いわゆる上越から沖にかけて発生する地震、それから秋田県、山形県、それから粟島沖、これの複合地震、これが最大規模になるかと思えますけれども、現在その3つを主にしてシミュレーションをかけております。その結果につきましては、今年度上半期には出る見込みでありますので、それに基づきまして市でも詳細なシミュレーションを行ってハザードマップ作成を行う予定でございます。

それから、避難所に関しましては、当然新校舎、新しい校舎につきましては耐震性も備えられているわけですし、それからその津波のシミュレーションによって津波に適応する避難所であるかどうか総合的に判断して避難所としての指定を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、避難所についてはこれから検討するというので、ご承知のとおり上越とかでは学校を避難所として非常にすぐれた経験もあるわけですが、これから考えていくということなのかが1点。

それともう一つは、この後県のシミュレーションが出るのが1つだし、金井小の建設については新保川のはんらん区域にあったということで、結果的にもう一つはんらんを防ぐための莫大な金がかかるというようなことが発生しているわけなのですが、そういったおそれはないのかお伺いしておきたい。

もう一点は、給食のセンター化のことですが、先ほどの答弁ですとこれから理解を得てということなのだが、結果的に地産地消をどう進めるのか、現在例えば赤泊を見るのだったら、赤泊の今の地産地消率を落とさないようにどうやってやるのかって、やっぱり仕組みがまず要るのではないですか。その辺はどうか。

○議長（祝 優雄君） 小林課長。

○学校教育課長（小林泰英君） お答えします。

1点目の避難所ということですが、これは市の指定の避難所ということなので、今のところ学校がそれに指定されている状況ではないということでございます。

2点目の金井小学校のはんらん区域がどうなるかということですが、ご存じのように今のところ二線堤で対応するという予定になっておりますし、それは県が進めるものというふうに考えております。また、ダム建設さえ達せられれば洪水には対応できるものと。それまでの間どうするかといいますと、私が伝え聞いておるといふか、前任者から引き継いだシミュレーションの中では、ダムが決壊してから小学校に到達するまでに60分以上の時間があるということで、その間に十分避難し得るといふふうに聞いております。

給食センターの地産地消についての進め方でございますが、現在農林水産課と協議中ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 学校を建てるに当たって、先ほどから地産地消というお話が出ております。地産地消につきましては、食材ではありません。木材もそうですよね。そのうちに入ると思うのですけれども、木材を使用するという、これもしかりだと思っております。どういう建て方になるかわからないのですけれども、3階建てとなると規制があるかとは思いますが、ふんだんに木材を使うことによって子供たちの精神の安定とか、先生方の安らぎとか、そしてMRAだったっけな、そういったことの防御ができるというようなお話も聞いておりますし、やはり子供たちの環境を考えた校舎づくりというものもしかりだと思っております。それらも加味して学校づくりをやっていく。今までの慣例を見ていると、全くそういった事柄考えていない。何のための校舎かと。やはり子供が第一だと。そしてまた、職員もしかりだと思っております。やはり健やかに育ってくれるための環境づくりというものも私どもは考えていかなければいけないのではないかなと思っております。その点伺いたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林泰英君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。佐渡の木材を使った校舎づくりというものはなるべく心がけるものだというふうに思っておりますし、内装材に佐渡産を指定してあるかどうか、ちょっと私申しわけございません、現在それちょっと把握しておりませんが、仕様書等確認して後ほどまた回答したいと思います。すけれども、木材を使う、佐渡の木材を使うという点では議員のおっしゃるとおりだというふうに私も考えております。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 建設に当たっては、建設課のほうに所管が当たると思うのです。建設のほうではそういう連携をとっているのかどうか。いわば縦割り行政であって、教育委員会ではそういうふうな物の考え方を持っているけれども、建設課のほうでは鉄筋コンクリートでいいのだと、あとはその他のこういった今まで話をした中身なんていうのは全く考えていないということであれば縦割り行政だ。その連携というものが一番大事ではないかなと思っております。地産地消と言っているけれども、建設課のほうではそんなことは考えていない、それではおかしいのです、連携は。その点、建設課どうですか。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

学校建築の際に、今回の学校建築の規模になれば当然鉄筋コンクリート造ということで構造の制限も出てきますし、学校ですので、内装の制限も出てきます。ただ、先ほど学校教育課長が申したとおり、やはり木材等の利用できる部分については使っていくという共通の考え方を持ちまして、そういうふうな今までの学校建築については進めているところであります。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 今答えがあったわけですが、全く考えていないのです。今まで私どもは教育委員会に行ってその話をしたりして、全く受け付けていない、それが現状なのです。こんなに木造校舎がすばらしいものだよという話をいつも言っています。それなのに連携をしていないというのがおかしいと私は言っているだけなのです。それで、旧金井町るとき、みんな鉄筋コンクリートでつくるといってお話があったと。せめて工作室だけでも内装関係につきましても床にしても佐渡産材を使ってくださいと、そうすると子供たちが有意義に、安らかに、健やかに育つことができるのではないかという話を聞きましたので、私これ答弁要りませんので、よろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 荒井さん。

○2番（荒井眞理君） バリアフリー化についてお尋ねしたいと思います。

地域で子供たちがいかなる障害を持っていても地域の子供たちと一緒に勉強を続ける、このためにはさまざまな形でのバリアフリー化が求められています。この見取り図の中にはエレベーターとかありますけれども、そういった形で障害を持っている、視覚障害、身体障害を持っている子供たちのバリアフリー化についてのご配慮をお伺いしたいと思います。

〔「議長、整理しなきゃだめだよ。入札についてやっているのだから、入札…
…」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。小林学校教育課長、答えられますか、今の。

荒井さん、議案番号がついておりますので、この議案の内容についての質疑なのです。意見の陳述では

ありませんので、そのところを注意して質問してください。

荒井さん。

○2番（荒井真理君） では、議案第57号について限定してお伺いします。

○議長（祝 優雄君） 今56号をテーマにしていますので……

○2番（荒井真理君） 済みません。では、57号で改めて。失礼いたしました。

○議長（祝 優雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

荒井さん。

○2番（荒井真理君） それでは、改めて議案第57号の中の電気設備についてお伺いします。

バリアフリー化のためのエレベーターのこと、このことについて、これエレベーターというふうを書いてあると一体何を運ぶのかというのがちょっとよくわからないのですが、障害を持っている子供に対する配慮があるものなのかどうかお伺いしたいです。

○議長（祝 優雄君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林泰英君） お答えします。

資料の20ページのところに南側の立面図がございます。こちらに校舎の入り口、ここはスロープをつかって、車いすでも学校に入れるような構造になっております。一番下のところがございます。それと、このエレベーターでございますが、給食及び人員の輸送もできるものというふうになっております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、まず2款総務費から3款民生費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費から6款農林水産業費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため休憩といたします。

午前11時33分 休憩

午後 6時09分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

日程第12 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第54号、議案第56号から議案第58号、議案第63号及び議案第64号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第55号

○議長（祝 優雄君） 日程第12、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億1,933万9,000円を追加し、予算総額を505億7,563万1,000円とする予算の補正を地方自治法の規定により専決処分したものであります。内容は、歳入では、地方交付税や地方譲与税など額の確定に伴う増減及び除雪事業費補助金を計上し、歳出では減債基金に5億1,933万9,000円を積立するものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しまし

た。

議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事の請負契約について、平成24年3月29日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について。本案は、南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事の請負契約について、平成24年3月29日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について。本案は、南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事の請負契約について、平成24年3月29日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億3,920万1,000円を追加し、予算総額を491億3,920万1,000円とするものであります。補正予算の内容は、4月3日から4日にかけて発生した低気圧に伴う暴風・波浪災害に係る災害復旧経費を計上するもので、その財源として地方交付税、国庫支出金、県支出金などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見（総務文教常任委員会）。本補正予算案の内容は、4月3日から4日にかけて発生した暴風・波浪被害に係る災害復旧経費等であるが、被害状況の詳細を把握した上、国県の対応を踏まえて、市は十分な復旧に取り組むこと。（市民厚生常任委員会）。本補正予算案の内容は、4月3日から4日にかけて発生した暴風・波浪被害に係る災害復旧経費等であるが、当該被害の把握について、各課の連携・情報共有に問題があると思料するので、今後検討されたい。

議案第64号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ180万円を追加し、予算総額を2億5,660万円とするものであります。補正予算の内容は、4月3日から4日にかけて発生した暴風・波浪被害に係るケーブルテレビ施設の災害復旧経費として施設管理費を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結について質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 議案第56号、南部中学校の建設にかかわる議案であります。お尋ねをすることは、1つは予定価格が12億1,144万円に対して入札が12億円ということで非常に落札率が高くなっておりますが、適正価格による入札結果となっているのかどうか。

2点目です。本会議の上程のときも答弁ありましたが、南部地区の給食センター化の施設になる可能性が大きいというふうに思うわけでありますが、建設後関係者と協議をしてというのが本会議の答弁でありましたが、これらも含めて契約後における工事等の変更によるものはないと考えていいのか。

3点目です。3.11東日本大震災から1年であります。公共施設が災害時に大きな役割を果たすことが3.11の大きな教訓でありました。そういった意味では、学校等については避難所の機能を十分考える必要があるというのも一つの教訓であります。そういったものについては今後考えるということですが、本当にこの3.11東日本大震災の教訓が生かされているものなのか。とりわけ3.11以後、1年たって初めての大きな公共施設を建てるわけでありますから、そういった点では問題がないのか。さきの3月議会では、相川の庁舎と消防庁舎を埋立地にやるということも決めたが、結果的に変更ということになりましたが、そのような問題ないのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1点目であります。適正価格による入札結果となっているかということなのですが、落札率が非常に高いということではありますが、入札は適正に執行されているので、適正価格と考えております。

2点目であります。給食センターのことなのですが、本会議において小林学校教育課長がないと考えてよいと答弁をされているので、本来は議案第56号は工事請負契約の締結についての案件でありますので、委員会の中では南部地区の給食センターの議論はございませんでしたが、けさの本会議において課長がないと答えているので、そう考えてよいと思われま。

3点目でございます。これも本来設計は3月定例会の予算の中でやるべきことかとは思っておりますけれども、一応このことにつきましては、公共施設につきましては、耐震につきましては昭和56年施行の新耐震設計法に基づいた設計をされておりますし、災害時の利用ということを考えれば、この後も建設をされてから空き教室ができたときには、それを備蓄倉庫へとするような流用も考えられるということでもあります。また、避難場所についてというのですが、これは現在既存の施設を避難場所に指定するものでございまして、建設されたものについては、その建設後、その公共施設が避難場所として機能を果たすものかどうかを判断して行うということでありまして、とりあえず防災施設として設計はされてはおりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君、2回目の質疑ありますか。

○8番（中川直美君） いいです。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

これで議案第56号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号 南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 議案第63号についてお尋ねをいたします。

これは先ほど説明がありましたように、4月3日、4日にかけて発生をした暴風雨等に伴う被害の補正予算であります。総務常任委員会でも被害状況の子細を把握した上、国、県の対応を踏まえて市は十分な復旧に取り組むことという意見もついておりますが、漁業関連では大変大きな被害があったというふうに伺っています。とりわけ零細な漁民の船小屋や漁船が大破しており、漁民の状況本当に苦慮しているかなというふうに思うのですが、そういったことに対する支援の枠組みはどのようになるのか。市長もきょうの議会の中で佐渡の産業振興のことも言っていましたが、やはりそういった支援が要るのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのようになっているのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 村川産業建設常任委員長の答弁を許します。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川直美議員の質問にお答えします。

漁業関連で船小屋とか漁船の大破に対する漁民の方々への対応ですけれども、この件に関しましては、今のところ確定しているのは漁協関連施設、それから共同施設、例えば大謀関係とか、そういうようなも

のに対する支援は65%から45%と、いろいろ施設によるのですけれども、具体的に出ています。個人の漁業の方への支援としては、現在は船小屋や漁船への支援ということで利子補給による支援、それと廃船の処理費用の一部負担という程度で、現在個人の漁業の方への支援は非常に薄いということになっています。その理由は、国、県のまだ要綱、対応策ができていないということで、この対応が具体的に出てきた段階で6月議会に向けて執行部のほうで具体的な支援を検討するという返事をいただいております。

○議長（祝 優雄君） 2回目の質疑ありますか。

○8番（中川直美君） いいです。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

これで議案第63号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第56号 南部地区統合中学校校舎建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第57号 南部地区統合中学校校舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第58号 南部地区統合中学校校舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について及び議案第63号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、ご報告をいたします。市民厚生常任委員会に付託されました案件についてご報告をいたしたいと思っております。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしました。会議規則第102条の規定に基づき報告を申し上げる次第であります。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）でございます。本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法等の一部を改正する法律が本年3月31日をもって公布されたことに伴い、佐渡市税条例中、固定資産税の負担調整措置の継続等について改正する必要があるため、当該条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分いたしましたものであります。

審査の結果、原案のとおり承認すべきものとして決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号

○議長（祝 優雄君） 日程第13、議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、臼杵國男氏の任期が平成24年5月7日をもって満了となるため、その後任として宮川安則氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第60号

○議長（祝 優雄君） 日程第14、議案第60号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） お願いいたします。議案第60号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、佐山真理子氏の任期が平成24年5月7日をもって満了となるため、その後任として仲川美紀氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号 佐渡市教育委員会委員の任命について、これに同意するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 佐渡市教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第61号

○議長（祝 優雄君） 日程第15、議案第61号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第61号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、佐渡市監査委員、清水一次氏の任期が平成24年5月6日をもって満了となりますが、引き続き清水氏を佐渡市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号 佐渡市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 佐渡市監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第62号

○議長（祝 優雄君） 日程第16、議案第62号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、根岸勇雄君の退席を求めます。

〔20番 根岸勇雄君退席〕

○議長（祝 優雄君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第62号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、佐渡市監査委員、金子健治氏の任期満了に伴い、その後任として根岸勇雄氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号 佐渡市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 佐渡市監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

根岸勇雄君の着席を許します。

〔20番 根岸勇雄君入場〕

日程第17 議会選第3号

○議長（祝 優雄君） 日程第17、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

議長において指名することに決定いたしました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に市民厚生常任委員長の大澤祐治郎君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名をいたしました大澤祐治郎君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました大澤祐治郎君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大澤祐治郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知をいたします。

日程第18 議会選第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第18、議会選第4号 佐渡市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

議長において指名することに決定いたしました。

佐渡市選挙管理委員には川島一三君、近江和芳君、引野晃君、豎野富士雄君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方を佐渡市選挙管理委員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川島一三君、近江和芳君、引野晃君、豎野富士雄君が佐渡市選挙管理委員に当選されました。

次に、佐渡市選挙管理委員補充員には、第1位、中川保君、第2位、岩崎康一郎君、第3位、金子恵太郎君、第4位、伊藤雅治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名をいたしました方を佐渡市選挙管理委員補充員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

ただいま指名をいたしました第1位、中川保君、第2位、岩崎康一郎君、第3位、金子恵太郎君、第4位、伊藤雅治君が佐渡市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程の追加

○議長（祝 優雄君） 議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、白杵國男君。

○教育長（白杵國男君） あいさつの機会をいただき、ありがとうございます。任期により5月7日付教育長退任に当たり、ごあいさつ申し上げます。

教育委員長2年間、教育長2年間、教育行政の推進に対しまして議員の皆様方からご理解とご支援をいただき、まことにありがとうございました。

平成18年に佐渡市学校教育基本構想の策定委員長として佐渡市学校教育の基本的な考え方と具体的な方向づけを取りまとめました。基本構想に基づいて、佐渡の特色ある教育として、郷土を愛し、夢と誇りを持つ教育を推進するため、佐渡固有の自然、歴史、文化を学ぶ佐渡学のカリキュラム開発を進めました。佐渡学の学習成果を発表する研究会も毎年実施し、佐渡学が各学校に定着してきているところであります。さらに、佐渡の教育基盤として佐渡総合教育センターを立ち上げて、教師の資質や指導力を高め、研修体制と具体的な研修計画を整備しました。昨年度は93回の研修を実施し、1,136名の教職員が参加していま

す。

平成19年に佐渡市生涯学習推進計画策定の基礎委員として、佐渡市が目指す生涯学習の基本的な考え方と市民一人一人が生きがいと活力に満ちた生活を営むための施策の基本方向を取りまとめました。例年、公民館講座、自主講座合わせて約280講座、延べ約5万人が活動。社会体育協会の事業、教室を合わせて約270事業、延べ約5万5,000人が活動しています。

平成20年から教育委員長、教育長としての4年間では、前期学校統合が終了し、当初の計画により複式学級の解消と地理的条件等で統合困難校については特色ある学校づくりを目指して、本年度4月から小中連携校として松ヶ崎小中、前浜小中、内海府小中、高千小中連携校が開校しました。これにより、前期はほぼ計画に沿って統合を完了しました。平成25年4月に金井小、金井吉井小が統合して金井小学校が開校、畑野小、小倉小、後山小が統合して畑野小学校が開校、浦川小が加茂小学校に統合、川茂小が羽茂小学校に統合、東中と南中が統合して両津中学校が開校します。平成26年4月には小木中と羽茂中が統合して南佐渡中学校が開校します。現在統合に向けて校舎建築を進めているところでございます。前期統合の検証に基づいて後期統合に引き継ぎたいと思います。

社会教育関係では、昨年4月に佐渡市スポーツ振興財団を設立し、佐渡トライアスロン大会など、これまでのスポーツイベントに加えて新たな企画を準備しているところでございます。スポーツの島、佐渡を全国発信してスポーツ交流の拡大を目指してきました。この3月には全天候型の佐渡市陸上競技場を竣工させ、さらに初めてのプロポーザル方式による設計業者選定を実施して、平成26年4月竣工を目指して佐和田のつつじヶ丘公園内に佐渡市総合体育館建設を進めているところであります。佐渡市民にとって、スポーツを楽しむ環境が整備されることにより、アミューズメントと連動して文化、スポーツゾーンができるように思います。

最後に、生涯学習の島として、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を実現し、市民の学習活動が一層盛んになることを願い、学校教育では子供が自信と意欲を持って学び、夢と力をはぐくむ魅力ある学校づくりを推進され、確かな学力を身につけ、夢と誇りを持って自立する人づくりの教育が充実していくことを願って、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

以上で平成24年第2回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年4月25日

臨時議長 加 賀 博 昭

議 長 祝 優 雄

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄